

中央消防署移転整備事業基本計画書

平成29年11月
さいたま市 消防局

第 I 背景

1 計画の背景

本市の消防は、平成13年5月の3市合併により、旧浦和市消防本部、旧大宮市消防本部及び旧与野市消防本部が合併し、さいたま市消防本部が誕生、平成15年4月の政令指定都市への移行に伴い、さいたま市消防局となり、平成17年4月の岩槻市の編入合併に伴う旧岩槻市消防本部との合併を経て現在の体制に至っている。消防力（署所（消防署及びその出張所をいう。）、消防車両及び人員）については、合併前におけるそれぞれの消防本部の消防力を引き継いだ形で運用しているが、今後発生しうる多様な消防需要に的確に対応することを目標として、平成23年8月に策定した「さいたま市消防力整備計画」に基づき、現在では、署所整備をはじめとした本市の強力な消防体制の確立に向け、整備を行っている。

昨今の消防を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する災害態様に的確に対応するための警防体制の充実強化、複雑化する建築物構造や性能規定化等に対応した予防業務の高度化・専門化、さらには急速な高齢化に伴う救急出場件数の増大や救急業務の高度化等に対応する必要性の高まりのほか、大規模地震、自然災害、テロ災害や武力攻撃災害等、新たな事象に対応するための体制整備が強く求められているところである。

こうした中、「さいたま市消防力整備計画」では、消防署所の整備計画において、中央消防署の位置づけを老朽化の進展に応じて建替え等を実施していく必要な施設としている。

2 現状

現在の中央消防署については、平成20年度に行った耐震診断において、建築物としての耐震性（※ $I_{so} \geq 0.6$ ）は確保しているものの、消防署として求められる耐震性（※ $I_{so} \geq 0.9$ ）が確保されておらず、大規模な地震等が発生した場合、修復が必要な損傷を受ける可能性があり、災害対応に支障をきたすことが考えられる。また、昭和40年に竣工した建物の老朽化が著しく、竣工時に比べ、災害が複雑多様化している状況に対応するため、人員、消防車両、資機材等の増強を図ってきたが、現在の規模では、消防署としての機能を維持していくことが困難な状況である。（※官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説による。）

3 移転整備

「さいたま市消防力整備計画」における署所整備計画では、「署所の適正配置を勘案しつつ、平成32年度までに現在の位置で建替えに着手する。」とし

ており、「さいたま市消防力整備計画実施計画」では、供用開始について「平成33年度中の供用開始を目標として整備するものとする。」と定めている。また、中央消防署の基本構想では「現在地での建替えとすることから、仮設庁舎を確保する必要があるため、近隣に消防署用地として適地があれば移転についても考慮するものとする。」とし、敷地面積を「消防署の敷地面積は3,000㎡を基本とし、現在の敷地面積が約1,940㎡であることから可能な限り隣接地の用地取得を行うものとする。」としている。

平成27年4月22日開催の平成27年度第1回（第243回）都市経営戦略会議にて、市の政策決定を得て、平成29年1月、敷地面積約5,000㎡、署所の適正配置に問題のない土地（現在の中央消防署から北へ約500mの国有地）を購入することができたことから、中央消防署を移転整備することとなる。

現在の中央消防署と移転整備用地の位置



出典：H27.3 さいたまマップ中央区周辺地図

第Ⅱ 基本方針

1 計画地の位置・概要

① 所在地

地名地番 さいたま市中央区下落合四丁目1番1
(第一種住居地域、一部市街化調整区域)

② 地域の概要

中央区は旧与野市の市域にさいたま新都心西側地区の一部を加えた区域となっており、市の中央に位置し、面積は8.39km²、人口99,807人(平成29年6月1日現在)、区のほぼ中央に鴻沼川が流れている。

都市計画図



出典：H27.3 都市計画図中央区周辺地図

2 基本方針

① 計画の方針

計画地は、鴻沼川沿いが市街化調整区域、与野中央通り沿いが市街化区域、第一種住居地域となっている。周囲は、北側に赤山通りがあり、それより以北は住宅地となっている。東側は与野中央通りがあり、それより以東は住宅、店舗、事務所が立ち並んでいる。南側には、事務所、フットサル場及び駐車場として利用されており、以南には住宅地となっている。西側は、鴻沼川が流れ、以西は住宅地となっている。

計画建物は、消防署の特性上サイレンを使い、訓練も行うため近隣への騒音配慮は欠かせない計画とし、さらに敷地北側は住宅地であるので日照にも配慮した計画とする。赤山通り及び与野中央通りは多くの通学者等が利用しているため、その配慮も必要となる。また、計画地周辺は過去に浸水したことがあるため、雨水流出抑制を加味した計画とする。

機能面では、消防車両の出動方向を考えると、赤山通り、与野中央通り共に出ることができる、または同等の出動動線を確認した建物等の配置を考える必要がある。消防署庁舎内部は、執務スペース、生活スペース及び車庫スペースがあり、それぞれの繋がりを考慮したゾーニングとする。

② 設計基本コンセプト

(1) 公共建築物としての、安心・安全な建物

- ・消防業務（消火・火災予防・救急・救助）を行う専門機関の公共施設としての役割を担う建物を目指し、安心・安全な建物とする。

(2) 周辺住環境へ配慮した施設

- ・建物形状や植栽等により、近隣住宅への配慮として出場時のサイレンや訓練による音の抑制を図り、日影や光害についても配慮する。

(3) 誰でも使いやすい施設・バリアフリー施設

- ・消防署庁舎は道路からエントランスまで段差をつくらず、訪れた方が使いやすい施設とする。

(4) 環境に配慮した施設

- ・省エネ対策（太陽光発電設備、雨水利用等）、雨水流出抑制等を計画し、自然環境への配慮した施設とする。

(5) 調和のとれた施設

- ・上記各コンセプトの調和に配慮し、より機能的でありコスト意識を考えた、明るく開放的な意匠とする。

3 整備する建物等

- ① 消防庁舎棟 鉄筋コンクリート造 2階建て 約2,030㎡
消防署としての機能を有するものとし、主な室は「6諸室」による。
- ② 屋内訓練棟 鉄骨造 3階建て 約1,300㎡
訓練時の騒音対策として屋内型とする。また、1、2階には、特殊災害用資機材倉庫や訓練スペースを設ける。屋上には太陽光発電設備を設ける。
- ③ 訓練塔 鉄骨造 高さ15m程度
鉄骨造の階段室型の工作物とし、中高層建築物の多い中央区特有の実情を鑑みた訓練のできるものとする。また、ホースリフターを併設する。
- ④ 防火水槽 100t
災害時に有効な消防水利を確保するため地下に設置する。
- ⑤ その他附属施設

4 予定人員

- ① 署長 1名
- ② 毎日勤務者 7名
- ③ 交替制勤務者 37名×2交替制（指揮係5名、消防係6名、指導係6名、救急係10名、救助係10名）

5 配備する予定車両

指揮車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、救急自動車2台、救助工作車1台、はしご自動車1台、資機材搬送車1台、コンテナ1台、特殊災害対応車1台、非常用消防ポンプ自動車1台、非常用消防救急自動車1台、広報車3台

6 諸室

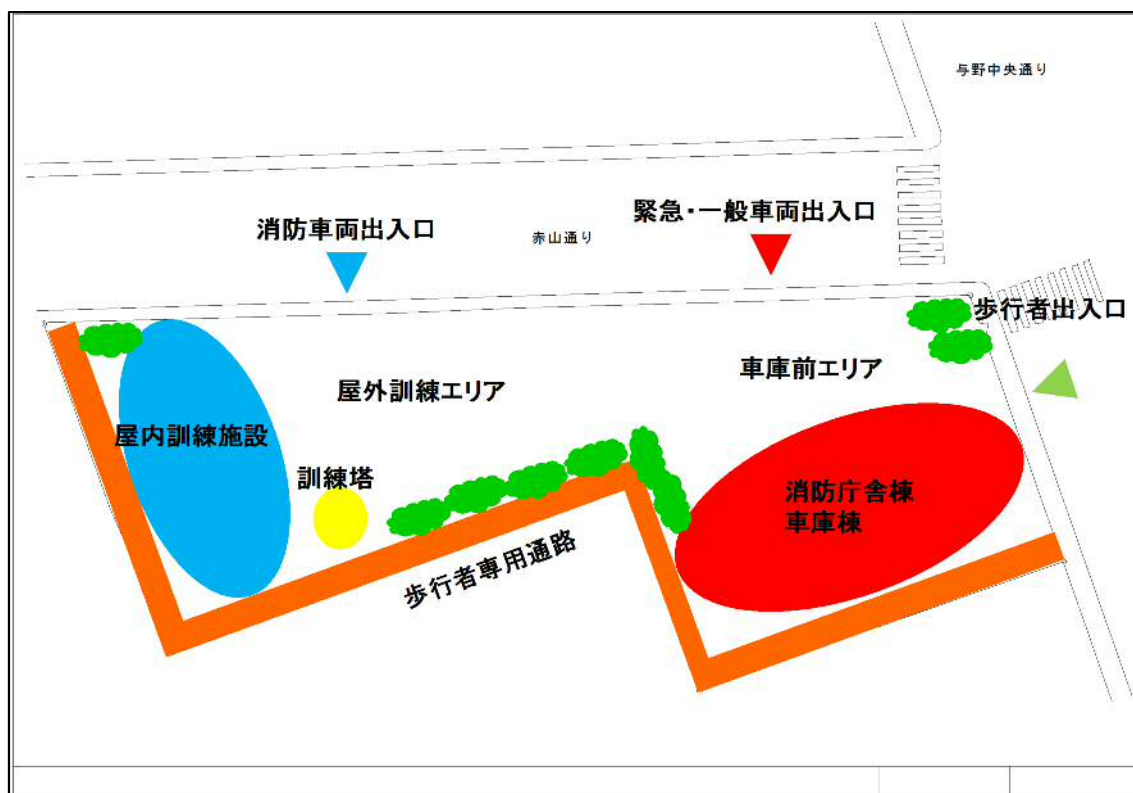
- ①執務スペース 署長室、事務室、研修室、消防相談室、受付・通信室
書庫、給湯室、更衣室、便所
- ②生活スペース 仮眠室、救急隊仮眠室、厨房、食堂、休養室、浴室、
脱衣室、洗濯室、洗面所、便所
- ③車庫スペース 車庫、防火衣収納庫、救急消毒室、乾燥室
- ④その他 訓練室、機械室、タイヤ庫、資機材倉庫、機械整備室、
空気充填庫・ボンベ庫、危険物倉庫、防災用品備蓄庫、
特殊災害用資機材倉庫

第Ⅲ 配置構成

基本計画書作成にあたり、様々な配置構成の検討をおこなった。その中で、次に示す2パターンを中心に考えることとした。また、配置構成の作成にあたり、下記の共通事項を考慮した。

- 共通事項① 北側への日影を考慮するため、建物を南側へ寄せる。
- ② 車庫前周囲には騒音対策として、樹木又は防音壁を設ける。
- ③ 敷地南側境界に沿って、幅員約2mの歩行者専用通路を設け、訓練用ランニングコースとして利用するとともに、市民も利用することができる通路として整備する。
- ④ 訓練塔は、はしご車を用いた訓練ができるよう、屋外訓練エリアに面して設ける。

パターン1



構成趣旨

- ① 緊急・一般車両及び消防車両を共に赤山通りへの動線とし、敷地北側に車庫前エリアと屋外訓練エリアを連続的に設けることにより、幅広く屋外での訓練及び資材点検ができるエリアを設ける。
- ② 消防庁舎棟と屋内訓練施設を別棟とすることにより、屋外訓練エリアが広くとれ、敷地南側の歩行者専用通路の見通しを良いものとした。
- ③ 車両動線と交差しない位置に歩行者出入口を設ける。

パターン2



構成趣旨

- ① 緊急車両を与野中央通り、消防・一般車両を赤山通りへの動線とし、車両動線の交差を避ける動線計画とする。
- ② 敷地北側に敷地内通路を設け、訓練時に消防車両が道路を介さず訓練エリアへ移動できるものとする。
- ③ 緊急車両動線と交差しない位置に歩行者出入口を設ける。

第Ⅳ 今後の進め方

第Ⅲ配置構成におけるパターン1及びパターン2を基に平面構成を行い、関係者への説明や庁内アンケート等を経て、消防局内にて配置構成（パターン）を確定し、基本設計へ移行するものとする。その際に、軽微な変更が生じることはやむを得ないものとする。

また上記内容については、ホームページ等にて広く市民へ周知を図るものとする。

第V 事業スケジュール（予定）

平成29年1月	移転整備用地取得
平成29年4月～10月	基本計画書策定
平成29年6月～10月	既存国家公務員宿舎解体工事設計業務
平成29年度～平成31年度	新庁舎基本・実施設計業務
平成29年度～平成30年度	既存国家公務員宿舎解体工事
平成31年度～平成33年度	新庁舎建設工事
平成33年10月	新中央消防署供用開始

作成・問合せ

さいたま市

消防局総務部消防施設課

電話 048-833-1431

FAX 048-833-7641

E-mail shobo-shisetsu@city.saitama.lg.jp